

議第73号

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 3 月13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「または第2項」を「もしくは第2項」に改め、「場合」の右に「または同条第3項の規定による命令もしくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請（以下この項および次項においてこれらを「命令等」という。）をしようとする場合」を、「、当該申請」の右に「または命令等」を加え、同項第1号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同項第2号中「、無菌病室の病床または集中強化治療室もしくは心疾患強化治療室の病床（以下「放射線治療病室の病床等」という。）であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの」を削り、同条第2項中「等であって当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているもの」を削り、「または第2項」を「もしくは第2項」に改め、「の許可の申請があった日前」の右に「または命令等をしようとする日前」を、「当該許可の申請があった日前」の右に「または当該命令等をしようとする日前」を加え、同条第3項中「等であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第7条第1項第1号および第2号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第3号に掲げる規定（同法第3条の規定および附則第6条の規定を除く。）の施行の日から施行する。